

- (A) 健康保険の被保険者から除外して居る。
- (B) 臨時・入夫等の名稱で、事實上は、五年も六年も継続して使用して居る。
- (C) 従つて、期末賞與、退職手當、勤続手當、等々の待遇が底い。
- (D) この制度は、法律上には禁止されて居るが罰則が乏しいから、使用者側は、勝手  
に、内規として實施する。

これば、臨時雇傭制度の存続する限り、労働者は、たへず、  
いつ失業するかわ解つね

失業しなくとも、少しも向上しない、  
・くきふ、不安におそはれて居るのである。

ここに、千九百三十五年、三十六年の時期は、重大な時期であつて、前記の六萬人  
は國家豫算の減少、事業の縮小、等の影響を受けて、恐るべき、失業問題の端が起  
るのではなからうか？との懸念がある。

従つて、右の雇傭制度を速かに、改革し、資本界、使用者側に一定の責任を負はす  
ことは必要である。

同時に、労働者側と失濟制度等を確立して自衛策を講ずべきである。

#### 實行方法

- (一) 監督官廳として、右の對策を即時に取りしめることを促進する。
- (二) 關係各省に向つて、將來に起るべき問題の注意を喚起すること。
- (三) 關係立法の促進。
- (四) 右に就いて中央執行委員會に一任す。



### ◇ 船夫保護法制定要求に関する件

主文  
提案 京浜船夫組合

此の内容を持つ船夫保護法を制定せしむべく要求する。